

鈴木博著「周易抄の国語学的研究」

柳田征司

湯沢幸吉郎博士の「室町時代の言語研究——抄物の語法——」(大岡山書店)が出版されたのが昭和四年十二月であるから、抄物言語研究の専著が、実に四十余年ぶりに出版されたことになる。その栄誉を得られ鈴木氏に、先ず心から祝賀の気持ちを申し述べたい。

四十余年という歲月は、抄物言語研究にとって、空白の時代であったわけのものでは決してない。地味な仕事が続けられてきたことを、抄物言語の研究に従うものは、知っている。鈴木氏もまさにそれを支えてきた一人であって、氏の抄物研究が終戦直後の荒廢の中に始まることは、土井忠生博士の序文に述べられているところである。数年前、機会があつて、その頃の、氏の手になる、周易抄の小さな単語カードを拝見することがあつた。思えば、それが本書の遠い原形だったのである。その二十五年に近い歲月、鈴木氏の研究を見守つてこられた土井博士の序文と、著者のあとがきは、見事に響き合つて、本書を美しいものに仕上げている。

土井博士の序文に、評者が、このように立ちどまるのは、それが感銘深いものであるという、ただそれだけの理由によつてではない。仮りにそれを書評として見たとしても、述べるべきところを尽

していると考えたらにはかならない。評者が以下に述べるところは、いくらか具体的に、本書について考えてみるのであるが、結局そこに収斂するものであると考える。

* * *

周易抄は難解な抄物である。それは、一つには原典周易の難解さに起因するものであろうが、抄物を扱いなれぬ人々にはとりつきにくいものであるに違いない。抄文も、例えば集部の抄物のあるものなどと比べてかなり簡潔であつて、饒舌——この場合「饒舌」は、国語資料としての立場からプラスに評価してのことであるが——ではない。

数多い抄物の中から、何を対象として選定するかは、研究者の一つの見識であらう。鈴木氏の調査の及ぶ抄物は、実に驚くべきほど広い。抄物の所在を嗅ぎ出し、あらゆる障礙を越えてその資料を手にされる、その執念のようなものを、評者も仄聞している。その一端は、巻末に付された資料索引と、抄物関係論文一欄とからも、いくらかうかがうことが出来る。その鈴木氏は、難解で、また成立の複雑な土井本周易抄を対象として選定された。

その選定は、結論から言えば、氏の抄物の博搜に裏づけられて、当然のものであると考へる。そのように考へる理由は、一つには、この資料の原本の成立が、抄物の歴史上早い時期に属するものであることにある。大塚光信氏は、抄物を、その言語から、文明頃（一四八〇年頃）を中心とする資料と、永正—享祿—天文頃（一五〇〇—一五三〇年頃）を中心とする資料とに類別出来ることを示された（注1）が、本抄は、この文明期の資料として注目されるのである。ところで、一口に抄物と言っても、それは種々のものを含む。

その言語は、抄の成立の仕方、講抄者の学統の違いなどによって異なるだけでなく、講抄者個人の違いによつても大きく異なることがある。それが、抄物の一つの特徴である。文明期の抄物の中、従来扱われてきた資料は、桃源瑞仙がかゝわつてゐる、いわゆる桃源系抄物、例えば、漢書列伝竺桃抄・百丈清規雲桃抄・史記抄などが主たるものであつた。柏舟講横川聞書を原本にする本抄が、ここに正面から取上げられたことの意義は大きい。これが、本抄を対象に選定したことを妥当と認める第二の理由である。

* * *

さて次に取上げるべきは、柏舟講の「周易抄」を対象として、いわゆる増補本系に属する土井本をテキストに定めたことである。土井本は、殆ど漢文体の一柏抄と、仮名交りの柏舟講横川聞書と、増補者の増補とからなる。そのほか別抄の引用もあるが、中心になるのは一柏抄と横川抄とである。この中、国語資料としての利用度からいへば、横川抄が中心になるのであり、本書の言語研究も殆どがそこに向けられている。その横川抄の部分の本文については、本書三八頁以下によれば、増補本のそれが後出性を示しているという。

また、土井本に認められる開合の混同は、原本系の本文では殆ど正しいらしい（六八頁以下）。このような場合、従来の「常識」からすれば、底本には、原本系の本文を用いるのが普通であろう。しかも、原本系には、清原宣賢自筆本を含む、素姓のよい、天理図書館本・京大国文研究室本が存するのである。

それにもかゝらず、氏が敢て土井本をテキストに用いたのは、土井本との縁ということもあつたであろうが、氏の方法から来る必然でもあつた。即ち、氏の、諸本間の本文の異同に着眼するという方法からすれば、増補本がテキストに選ばなければならない方法なのである。また、土井本があつて、そのような方法がとられたのもあつたらう。その方法については、また後に触れることにするが、それは、抄物の一つの大きな特徴であるところの継承発展性ということから見ても、当然行なわれなくてはならぬ方法である。抄物が、その言語についても、先人のそれを継承して作成されていくことについては、阿部隆一博士や出雲朝子氏に論考があり、評者も考察したことがある（注2）。増補本をテキストに選んだことは、その意味でも、抄物の一つの特徴をうかがい知るのに有効であつたと言わなくてはならない。（ただし、念のために断つておけば、増補本をテキストに選んだことが、原本系を選ぶよりも優れていると、単純に言おうとしているわけでは、勿論ない。）しかも、土井本（元亀本）には、濁点が多く付されていて、その点でも国語資料としての価値が高いことは、本書の研究で明らかにされているところである。

さて、いわゆる増補本を底本に採用した以上、その本文は種々の異なる層を含んでいるわけであるから、その、いわば腑分けを厳密に

しておかなくてはならない。そのことは、本書に、詳細かつ慎重に試みられてはいるが、いくらか私見を申し述べたい。

まず、いわゆる増補本諸本の関係から見る。著者が明らかにされているように、増補本には、(1)元亀本、(2)土井本・京大図書館本、(3)足利本の三種四本が存する(注3)。ところで、元亀本(内閣本)には注目される書込注記(本文と同筆)が多く存するのであるが、それらの一に、「自此以下横川ノ抄ハカリヲカクゾ」(五二ウ1行目の前、土井本五16オ9の次に当る)という注記がある。そして元亀本は、その部分以下が、仮名交りの横川抄のみから成る。元亀本の巻四(土井本四33ウ14に当る)に「一栢ノ抄ハ其マ、正義ガヨイゾ」という注記もあるように、一栢抄は正義をそのまま引用することが多い。そのような理由もあって、巻五の途中まで来て、元亀本系統本の筆写者は一栢抄を省略することにしたのであろう。一栢抄の省略という観点から、いわゆる増補本三種を見ると、表のようになっている。土井本がなぜ特に二・三・五という巻において

(表) 一栢抄の有無○:有×:無

巻一	○	○	○
巻二	○	×	×
巻三	○	×	×
巻四	○	○	×
巻五	○	×	×
巻六	×	×	×

一栢抄を省略したのか、その必然性は詳らかでない。それはともかく、成立互に密接な関係にある(二一頁四行など)諸本の間に表のような事実が認められるところからすれば、

増補本の原形は、各巻ともに一栢抄と横川抄をもつ本であったと推定してよいであろう。増補本三種の大きな相違は、一つにはその原形から、一栢抄をどのくらい省略したかによって見られる(注4)。増補本原形から一栢抄を最も多く省略しているのは、表の如く足利本であり、次に土井本である。土井本は、更に、巻一四・六の一栢抄を引く部分でも、その一部分を省略している場合がある(例略)。また、土井本は、一栢抄の部分に限らず、横川抄の部分についても、原本系の本文を省略・改変することが、元亀本よりも、多い。即ち、土井本は、いわゆる増補本系の三種の中でも、元亀本よりは一般に原本系から遠い。

さて、増補本という言葉方は足利衍述氏以来慣用されてきたものであるが、評者はこの呼称を必ずしも妥当でないと考える。足利氏の認定は、元亀本の増補者を横川と誤認した上に成立したものであった。右に見たように、いわゆる増補本原形は、全巻、主として一栢抄と横川抄とを取合わせて出来たものであって、どちらが主どちらが従という関係にはない。更に、横川抄をも、そのまま全部引用しないで一部省略する(例えば巻二の冒頭など)ことがあるのである。従って、増補本と呼ばれてきた本は、むしろ編集本と呼ぶのがふさわしいのではないかと考える。「川云」という注記を一々付しているのも、編集本と考えて、よく理解できる。

なお、鈴木氏は、元亀本・土井本・足利本(評者のいう三種の本)ともに、土井本の三36ウ一四行目から37ウ末行までに当る部分の本文が原本系のそれと異なる点に注意された(三四頁)。その原因については述べられていないが、元亀本(内閣本)のその部分に、「従、此家辞之末至三九四爰之横川抄写本脱落可之借許」という

注記がある。即ち、編集者の用いた横川抄写本は運悪くその部分が脱落していたのである。この点から見ても、編集本三本が同一の祖本から出ていることが確認される。

次に、編集本系（いわゆる増補本）本文の腑分けについて考える。一柏については、平泉沈氏の論文を参勸し、京大図書館蔵「易学啓蒙通釈口義」に当たるといふように、配慮が非常に行き届いている。たゞ、土井本には確かに「一白啓蒙ノ抄」の引用（一1オ14）もあるが、一柏抄についての考察の部分（二七頁以下）は、啓蒙の抄と、周易の抄との区別を明確にしておいた方がよかつたのではないかと考える。なお、一柏□震は、「足利学校易傳授書」によると一柏現象であるらしい（注5）。

柏舟講横川抄の部分は、原本系の本文との比較によって選り分けられることが出来る。その部分について、土井本の言語がどのように改変されているかは、本書に扱われているところである（注6）。

次に、先に述べた編集本諸本の成立についての考え方が認められるならば、土井本において、右の一柏抄と横川抄とを除いて残る部分の中、元亀本か足利本かに共通する部分は、少くともその部分は、編集本原形成立の段階において、編集者によって補加されたものということになる。その編集者の何人であるかについては明らかでないが、元亀本（内閣本も）の注記は検討しておく必要があるように思われる。

○私云関東コニアリテヨマバワレラハ富士山ト云ヘシ（二19ウ3と4の行間）

これは土井本二15ウ8の「山在_ニ地中」の部分に当るところに記された注記で、少し後に見える「比叡山ナドノ様ナソ」（土井本では

二15ウ10）とあるところを、関東に住する注記者は身近な富士山に置きかえるのである。「ワレラハ」という注記はほかにもある。

○注ノ心ト川抄ハ背面ゾ。貞ニ利アラハ災トハキコエヌゾ。随ノ道ヲ行テ正ニ利アラバトガゾトハへ心得ヌゾ。ワレラハカウ申スマイズ（二27ウ欄外、土井本二20ウ9に当る）

○ヒサコト我ラハ云ソ。如本（五13オ2、土井本五8ウ5に当る）「ワレラ」という言方からは、その背後に学問グループを感じさせなくもない。元亀本の注記には「廿五日詳正義如義可謂」（二12ウ3、土井本一14ウ14に当る）、「此一爻ハ以_レ疏ヲ見テ可_レ謝」（一18ウ3、土井本一20ウ6に当る）、「此川抄ハ講ハ無用ゾ」（三8オ上欄外、土井本三5オ8に当る）などとあつて、講談が前提となつていることがわかる。元亀本が足利学校旧蔵本である（注7）ことから、注記者が足利学校に結びつく要素がなくもないが、今はまだそのように限定は出来ない。それはともかく柏舟の講義の問書は、関東に逆輸入されたことになる。

ここで問題は、この元亀本と内閣本とのみ存する注記（またはその一部）を、(1)元亀本系本だけのものと見るか、(2)編集本原形にも存したものと見るかということになる。(1)と見れば、編集本原形から元亀本系の本を作つた人が関東の人ということであり、(2)と見れば、編集者が関東の人ということになる。元亀本と内閣本とのみ存する注記には、右の二種のものが存する。先に引いた「自此以下横川ノ抄……」は(1)の注記であり、「従_レ此象辞之末至九四爻之横川抄……」は(2)の注記である。(1)であるか、(2)であるか今のところ判断し難い。

ほかに腑分けしておかなくてはならぬものに、編集者の手によつ

て加えられた「別抄」の引用（土井本一34オ7など）があるが、この素姓についても明らかでない。なお、鈴木氏は「足利本にしばしば散見する『別抄』」（二八頁）という言方をされているが、私見では、編集本原形には足利本のように別抄の引用が多かったものと推定する。元龜本や土井本は、その別抄の一部を、一柏抄の場合と同じように、省略したものと見る。

このようにして、土井本にあと残るものは、土井本にだけ存する部分ということになる。鈴木氏は、一44ウ8の「私云十九ニテ冠ヲキルソ。ヲトコニナルゾ」が土井本にのみ見えることを指摘されている（三七頁）。他に、どのくらい土井本にのみ見える本文が存するのか、今にわかに全諸本全文の比較が出来ないが、あまり多くないのではないか。さて、その部分は、編集本原形に存して、他の諸本が除いたものであるか、土井本転写者の増補ということになる。

以上、元龜本に存する注記をおもな手掛りとして、周易抄諸本間の継承発展のあとをたどった。周易抄における継承発展について、著者は、さかのぼっては、訓読とのコンティニューイティーに配慮され（四〇頁ほか）、下っては、桃源の「百衲襖」宣賢の「周易抄」その他にまで調査の手をのびされ、その視界は極めて広い。その詳細は、今後、続いて明らかにされるであろう。それはさておき、本書を利用するものは、第二章以下の記述に、横川抄が主たる対象であるが、一柏抄の用例もあり、土井本にのみ存する形（例えば打消の助動詞「ン」（四二三頁）など）もあることに、十分注意する必要がある。

また、継承発展に関して一つ問題になるのは、東国がかかわっていることである。これは、国語学の立場からは重要な問題である。

しかし、柏舟はもともと近江の人であるし、彼は事物について坂東と京とを比較する（三一頁）ことはあっても、そのことばに東国語を用いてはいないらしい。柏舟は足利において、どのようなことばで易学を伝授されたのか、そして横川抄に東国語が見えないのはなぜか、いずれも興味ある問題であるが、今のところ直接の手掛りはなさそうである。問題は足利学校で作成された抄物群の考察へと拡がって行く。ただ、ワ行四段の促音便が、編集本系にのみ存する（二八四頁）点は、編集者が関東の人であることによるかも知れない。また、先に引用したところであるが、次例はいくらか検討を加える必要があるであろうか。

○包瓜ハ命吾ニ包瓜ナレ也。 カ、ツ
ヒシヤクチャヤホトニ繫テ食ハレヌゾ（元龜本五13オ2）
ヒシヤクト誤ラハ云。如本

先に述べてきたところからすれば、ヒシヤクは柏舟のことば、ヒサコは関東の注記者のことばということになる。ヒシヤク（柄杓）はもともとヒサコから出た語であるが、瓠を表わす場合はヒシヤクと言った例を未だ知らない。従って、これは坂東と京との違いの問題ではないかも知れぬが、方言差に関係があるものではあるらしい（注8）。

* * *

右においては、諸本の関係を、性急に、しかも単純な形で、求めようとした。或いは、それは、本書第一章を読む者の気持を代弁していたかとも思う。しかし、氏がそこで試みられていることは、諸本関係を単純に把握することでもなければ、いわゆる善本を選択することでもない。それらを行なっておくことは、ある安心感を与えることにはなっても、これらの諸本を国語資料として扱うとなる

と、さほど有効性を發揮しないとも言える。結局のところ、個々の本文について、個々の本を比較しなくてはならぬからである。一つの立場としては、原本系の天理本・京大国文本を底本にすることも考えられるし、編集本をとつても元值本を底本にすることも出来る。

しかし、氏がとられた方法の一つは、既述の如く、諸本間の相違に着眼することであった。氏において、諸本の参勘は、底本として選定した善本は認められる事象の把握にあたって、それをより確實なものはするという消極的なものを通り越して、諸本間の相違を積極的に手掛りしようとするものである。従つて、土井本の研究でありながら、対象は諸本全般へと拡大している。特に第二章ではこの方法が有効に生かされている。周易抄だけによつてではないけれども、「室町時代の言語研究」が訂正されているところが少くないのである。

このような方法は、抄物については、亀井孝氏の「孤例の処理」(日本歴史 昭33・9)が早く、続いて土井洋一氏に「抄物の転写本と版本」(学習院大学文学部研究年報13 昭41・2)があり、鈴木氏も進めてこられたところである(注9)。また、この方法の行くところを、亀井氏は「中華若木詩抄の寛永版について」とくに言語資料としてのその個性の一面」(方言研究年報13 昭45・11)で示された。この方法が抄物言語研究の総てでないことは言うまでもないが、「定町時代の言語研究」から見ると、抄物の本文の扱いは、格段に進展しているのである。本書の価値も一つにはそこはあると考える。

右のような方法をとるとならないにかゝわらず、多かれ少かれ

諸本の本文の参勘を欠くことの出来ない時点で抄物言語の研究が到達している今日、土井本のみを提供することの意味はどこにあるかと、人は考えるかも知れない。確かに、この資料を今後利用する者は、出発点から、著者に比べてハンディキャップがあるとも言える。しかし、これは、何も、周易抄だけに、また抄物だけに限った問題ではない。諸本の比較を必要とする場合には、本書を持って諸本を見歩けばよい。その場合編集本の方が提供されているのが便利なことも多い。また、持ち歩いてみると、影印篇の目次と柱とが、親切であることに気づく。

* * *

諸本の本文の比較が精緻であるとともに、底本そのものの本文の受けとめが極めて慎重にして厳格であることは、誰しも驚嘆の思いをもって気づくところであろう。例えば、朱句切点に注意し、誤写の訂正に注意し、誤濁も簡単にそれとして無視しない姿勢が一貫している。九四・一〇二・二七八・三〇八・三四〇・三四二・三六二・三六四・四六三・四七二・四七五・四七八・四九七・五〇七各頁などと、誤濁かどうかを疑っていく姿勢は、なお今後の検討を残しているかも知れないが、係助詞ゴ、禁止のナ、ゾの指摘へと結実している。

* * *

事実の捕捉に極めて慎重、精細であることは右述の通りであるが、更に望めば、周易原典ならびにその中国側注釈書への配慮もほしかったと思う。本抄、特に横川抄の部分については、さほど中国側注釈書の強い影響下にあるわけではないが、抄物が或る原典への注釈書であり、それが中国側注釈書に依拠して成立することがその

特徴の一つである（注10）以上、その点の配慮は欠かせないと考える。

抄者が用いた、原典ならびに注については、本書二五頁に触れられているが、抄者が主として用いたのは周易注疏（正義）である（注11）。一柏抄が正義をそのまま引用することが多いことは鈴木氏も指摘されているところであるが、正義を訓み下しているところもある。紙幅の都合で抄の引用は省略する。

○鑿所以貯物以譬心臧知也（注疏）——土井本抄一33ウ10、この部分は原本系に存しないから一柏抄であろう。

しかし、むしろ、国語資料としては、柏舟講横川抄の部分が注とどのような関係にあるかであろう。横川抄の部分は、一般に正義にそって注釈を進めるが、概して、それをよくこなしていると言っている。比較的両者が近いところについても次例のような具合である。

○不云牛而云馬者牛雖柔順不能行地无彊无以見坤廣生之德馬雖比龍為劣所行亦能廣遠象地之廣育（注疏）——土井本抄一28オ10

○凡言无彊者其有二義一是廣博无彊二是長久无彊也（同前）——同前一30オ12

しかし、明らかに正義の影響下にあるところもある。若干例示する。

○乾後次坤（注疏）——土井本抄一28オ1

○地體方直是不順也（同前）——同前一31オ7

○馬季長云重婚曰媾鄭玄云媾猶會也（同前）——同前一41オ10

従って、抄と原典及び注とを比較するところから、言語の問題に限っても、種々の問題が出てくると予想される。例えば、本書第二章で扱われている「異方」（九六頁）は正義に見える語である。著者

も「文明」（二一九頁）についてはその配慮をされている。また、「ウラヲモイ」が漢語「猶豫」と密接な関係にあることを扱われている（九七頁）が、本抄の用例は、王弼注に見える「持一疑猶一豫」から来ている。「極位」（一〇九頁）「配匹」（一一六頁）「文華」（二一九頁）も、注や正義の「極」「配」「華」と関連させて扱うことも出来る。更に抜けていくと、「牝ハメウマゾ」（一28オ7）「メヒツジヲ羸冢ト云ゾ」（五7オ1）という語が見えるとともに、「畜牝——ヲナゴ牛」（三36オ12）「ヲンナ家」（五7オ2）という語が見える問題も、既に扱われたことがある（注12）ように、翻訳語の問題であろう。

* * *

本書の記述体系については、およそ三つのことを取上げておきたい。一つは、その体系が概ね湯沢博士のそれにのっとるものであることに關してである。本書における著者の眼目は、抄物言語の研究体系を開陳するところには置かれていない。湯沢博士のそれにより、その内部において湯沢博士の記述を訂正し、また新見を提出するという姿勢がとられている。従って、新しい用例や、新見が本書全体に散りばめられている。本書に学ぶ者は、従って、どのページも、また一行の注記も見落すわけにはいかないであろう。読者は、各章各節について湯沢博士の研究と比較して、その進展を知ることが出来る。第二章の開合のところなどはその最も典型的なところであろう。たゞ、湯沢博士が史記抄・四河入海・蒙求抄等の価値の高い資料を複数に用いて記述しているのに対して、類似の体系で周易抄のみをもって記述することにはある限界もありはする。例えば、第四章の代名詞などは、湯沢博士を出るために、著者は記述に苦勞

されたのではないかと思う。しかし、既述のように、一口に抄物とは言っても、それは種々様々のものを含んでいる。その言語の記述となると、幾つかの資料を単純に一緒にまとめて扱うことは、妥当でない。体系を明確に捕捉するためには、対象を嚴格に限定しなくてはならない。或る一人の人の手になる抄物を対象にして、或いは、抄物を時代とか学統とかによって類別したものを対象として、それを徹底的に解明することが必要であろう。本書は、抄物言語の研究が、そのような時期に至っていることを告げているのであって、その意味は極めて大きい。

次に、湯沢博士の体系によりつつ、山田孝雄博士の「平家物語の語法」によって、語詞の考察を前面に押し出した結果、体系上いくらか整然としないところが生じていることはいなめないかと思う。即ち、新しく設けた第三章語彙と、第四章語法との分別は必ずしも明確でなく、特に副詞については、ある語が第三章で扱われ、他の語が第四章で扱われる必然性が理解しにくいように思われる。これは、氏の関心が、語詞の考察に向けられている結果であって、語詞の考察に本書の一つの特色がある。

体系について次に触れておきたいのは、関連記述とでも言うべきものについてである。本書の記述法の特色の一つに、ある考察に関連して論線が意図的にそれいくところが少くないことがあげられる。例えば、五三頁一三行目以下の記述は、前との関連で続いているが、第二章で扱われるのはあまり適当でないとも言えよう。一段下げた考察や、*印の注記などの中にも、そのような例があるようである。人代名詞に、我々・己・コチ・我ト・己トなどがあがってくるのが、それと関係があれば問題であろうし、助動詞「り」の接

続に関する記述（四〇八頁）などはなくともよいことかとも思われる。

しかし、関連記述は、実は抄物の一つの特色であって、抄物に長年心酔して来られた著者が自然に身につけられたものであるうか。形容詞未然形の用法のところで「ソトワ」（卒都婆）に触れ、同じく連体形の用法のところでヒキイとヒクイについて注記してある例などをはじめとして、注目すべきものが多いのである。

* * *

その関連記述とでも言うものが、最も生き生きと生かされてもいるのは、言うまでもなく語詞の考察においてである。ここでは、「諸芸小鏡」の引用があり、地名御器屋町の由来が引かれ、興味は尽きない。しかも、その考察は精細で、慎重である。ギセイ・ゴクシン・ヌラリ・マンカン・ベントウナ・ケウケウ・ナツクなど、氏が、長年掌中の玉のようにして考察し続けてこられた成果が見事に結晶して、光芒を放っている。昭和四十一年の夏はじめてお目にかかる機会を得た時、氏は、湯沢博士が文法を記述して語彙の研究が残されている、という意味のことを語られた。氏が、抄物語詞の研究に果してこられた役割は実に大きい（注13）。それらが本書に集大成されていると言ってよいであろう。

抄物が複製出版されて、いくらか資料を扱いやすくなつて来た今日、その言語の研究も、今後様々な角度から進められることであろう。その時、資料とその底本の選定、本文の取扱いなどにおいて、本書が示したところと、そこから得られた成果とに、我々は多くのものを学ばなくてはならない。

個々の事象については、論ずべきことも少くない。著者の本書に

おいてとられた立場に対しては、そのような書評こそふさわしいものであったかも知れない。また、そのような書評が、学界に多少とも裨益するものであるとも思われる。しかし、本書が記述した事象は極めて広範にわたっている。その中の幾つかを取上げたのでは、片手落ちにもなる。敢てそれらを他の機会に譲ったゆえんである。ここでは、評者が、本書の研究と影印との価値を、どのように受けとめているかを述べたのである。

(注1) 大塚光信「抄物とその助動詞三つ」(国語国文 昭41・5)

(注2) 阿部隆一「室町時代邦人撰述孝経注釈書考」(大倉山論集 8 昭35・7) 同「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考(上)

(下)」(斯道文庫論集2・3 昭38・3 昭39・3) 拙稿「清原宣賢自筆『三略秋抄』の本文の性格に就て」(国語学75 昭43・12)

(注3) ほかに元龜本と同系の本が内閣文庫に現存する。外題「周易題説一(一五)」、尾題(本文と同筆)「羅山先生周易題説」(巻四には無し)。江戸初期写本五巻五冊、巻六欠。「国書総目録」も羅山著とするが、元龜本と同系本である。

(注4) 先の表で×印をした巻にも、一柏抄かと思われる漢文体がほんのわずか残っているところがある。

(注5) 「慶応義塾図書館蔵和漢書善本解題」(昭33・11) 二九頁以下による。

(注6) 本書に先立つ氏の「周易抄についての国語学的考察」(仏教大學研究紀要53 昭44・3) は、主としてその観点から書かれた論考である。

(注7) 注5解題による。

(注8) その他元龜本には指定の助動詞がらしいもの(二二才13)が存する。

(注9) 鈴木博「四河入海について——東福寺所蔵本と両足院所蔵本との比較小見——」(国語国文 昭41・5) 同「蒙求抄のことば」(仏教大學人文学論集5 昭46・9)

(注10) 林秀一「孝経述議復元に関する研究」(林先生学位論文出版記念会 昭28・8) 出雲朝子「清原家の孝経抄諸本について——清家抄物の性格——」(国語学45 昭36・6) 注2拙稿

(注11) 例えば、注疏は足利学校に宋刊本、内閣文庫に室町時代写本、正義は内閣文庫に室町時代写本が存する。なお、内閣文庫本注疏の第二冊には、横川抄の書込(室町末江戸初期写)がところどころに存する。以下引用は内閣文庫本注疏による。

(注12) 「日本語の歴史」2 文学とのめぐりあい(平凡社昭38・12) 二六五頁

(注13) 拙稿「抄物語彙研究の歩み 付、先学の取あげた抄物の語詞」(抄物の研究2 昭48・1) 参照

「付記」それにしても、評者の関心から、氏の紙数をあまりさかされなかった第一章に筆を費すきた。また、編集部から命ぜられたのが十一月十八日ということもあつたが、書評が遅延してしまつた。あわせて、著者と読者とおわび申し上げる。なお、本稿は、東洋文庫流動研究員としての成果の一部である。(昭48・531) (昭和四十七年三月 清文堂出版刊 A5版影印箱六四九頁、研究箱六二八頁 九八〇〇B)

本誌訂正

第六十二号

14頁下段14行 てもる↓ こもる

17頁上段24行 沈↓ 枕

六十三号

44頁上段4行 得られ↓ 得られた

47頁下段9行 可レ談」／（一18ウ
↓可レ談（一18ウ

49頁上段8行 善本は↓ 善本に

9行 ものは↓ ものに

15行 抄物について↓ 抄物について

22行 定町↓ 室町

50頁下段3行 持↓疑猶↓豫ッ↓持↓疑猶↓豫ッ

51頁下段12行 ヌラリ・マンカン↓ヌラリマンカン

52頁上段12行 三略秋抄↓三略秘抄

下段13行 文学↓文字

21行 5 31 ↓ 5・13